

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

May, 2010

なごみ便り

www.101dog.co.jp

協会けんぽ

『被扶養者資格の再確認』が行われます

協会けんぽ設立後、初めて被扶養者資格の再確認が行われることになりました。
健康保険の被扶養者として適正な認定が行われているかの確認です。



どんなことをするの？

5月下旬から6月下旬にかけて協会から書類が送られてきます。

被扶養者状況リストに表示されている該当被扶養者が、現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているか確認し、被扶養者状況リストに必要事項記入、事業主印を押印。

確認の結果、解除となる被扶養者については、同封の被扶養者調書兼異動届を記入し、該当被扶養者の被保険者証を添付。

上記 及び を同封の返信用封筒にて提出。

今回は収入証明等の添付を省略することができます。

協会けんぽへの提出期限：平成22年7月末



なぜこんなことをするの？

収入証明等について、今回は添付を省略できるとあります。この「再確認」、今後は毎年1回行われる予定ですが、来年以降は収入証明等の添付を求められる見込みです。

その意味するところは、**被扶養者資格を厳しく審査します**、ということです。

既にお伝えしているように、本年3月から健康保険料の料率が大幅に引き上げられました。高齢化による医療費の増加に加え、昨今の経済情勢により協会けんぽの財政が厳しいからです。

法令に則って適正に運営するという目的は当然ですが、現実問題として、本来被扶養者の要件に該当しない人への保険給付をしないことで無用の支出を抑えたいのです。



ワンポイントアドバイス

次のような場合は、被扶養者異動届を提出しましょう

従業員の子供が就職して勤務先で健康保険に自身で加入した

従業員の配偶者がパートタイマーで、勤務日数が増え年間収入が130万円以上になった

忘れがち！

日頃からの確認が大事



社会保険の算定基礎届 & 労働保険料の年度更新



□算定基礎届 提出期間：7/1～7/12

算定基礎届とは、社会保険の被保険者一人一人の保険料や保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を毎年1回見直す届出のことを言います。

適用事業所には、年金事務所から「算定基礎届」が送付されますので、それに、**7月1日に在籍する被保険者の**4・5・6月の給与額等の必要事項を記入し、ご提出下さい。

なお、決定した標準報酬月額は9月からの社会保険料計算の基になります。社会保険料を翌月控除している事業所の場合、**10月給与から**新しい標準報酬月額を基に計算してください。

□年度更新 申告納付期間：6/1～7/12

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料は、保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間）を単位として計算され、年度当初に概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算することになっています。従って、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を申告、納付するという手続が必要になります。これが年度更新です。

毎年7月10日（今年は曜日の関係で12日）までに申告と納付を済ませる必要があります。なお、一定の要件を満たした事業所について、保険料の分割納付が認められます。

法改正情報

雇用保険制度の改正

4/1～

～適用範囲が拡大されました～

【旧】

- ・6ヶ月以上の雇用見込み
- ・1週間の所定労働時間20時間以上



【新】

- ・**31日以上**の雇用見込み
- ・1週間の所定労働時間20時間以上

常時雇用 100人以下の会社は、**については、平成24年7月1日施行**



育児介護休業法の改正

6/30～

～仕事と子育ての両立支援の一層の推進～

3歳までの子を養育する労働者について、

- ・**短時間勤務制度(1日6時間)**を設けることの**義務化**
- ・労働者から請求があるときの**所定外労働免除の義務化**

子の看護休暇制度の拡充

- = 小学校就学前の子が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日。

父親の育児休業取得促進(パパ・ママ育休プラス制度)

- = 父母がともに育児休業を取得する場合、**子が1歳2か月までの間に1年間**、育児休業を取得可能とする。

配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度の廃止

(文章担当：安野)

～戦略MG(マネジメント)研修のご案内～

参加者全員が社長に就任し、自分の会社の経営を進め、每期終了後に決算を行い財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。

余談ですが、SバンクのS社長はSバンクを立ち上げる前に博多でこのマネジメントを受講されています。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。